

## うちなー健康経営宣言

第 539 号

 令和
 4
 年
 7
 月
 25
 日
 登録

 令和
 年
 月
 日
 更新

## 代表者メッセージ

当法人は、勤労者福祉事業団体として、「働く人のために、幸福を追い求めて、力を合わせる」という理念があります。

理念の実現をめざす経営にとって、共に働く職員は貴重なパートナーであり人財です。

理念に掲げる「幸福を追い求め、力を合わせる」ためには、貴重な人材である役職員が心身ともに健康な状態であることが何より大切であり、その実現をめざし、ここに健康経営宣言を行います!!

## 取組事項

- 1. 労働安全衛生法や高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、年1回以上、該当する従業員全てに健康診断を受診させる。
- 2. 健康診断の結果、健康保持に努める必要がある従業員に対し、保健指導又は特定保健指導を受けさせる。
- 3. 健康診断の結果、有所見となった従業員の必要な措置について、 医師の意見を聴いた上で、就業上の必要な措置を行う。
- 4. 従業員の家族の健診受診を奨励する。
- 5. 時間外勤務の縮減や有給休暇取得を促進する。
- 6. メンタルヘルス対策に取り組む。

「健康経営®」はNPO法人健康経営研究会の登録商標です。